

○所得制限限度額

(単位：万円)

扶養親族等の数	所得額	収入額	扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622	833.3	3人	736	960
1人	660	875.6	4人	774	1002.1
2人	698	917.8	5人	812	1042.1

※収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額。
※扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族。

○支払期月 手当の支給は、認定請求の翌月から開始され、支給事由の消滅した月分で終わります。

6月(2月分～5月分) 10月(6月分～9月分) 2月(10月分～1月分)

○申請 児童手当認定請求書に必要な事項をご記入のうえ、次の書類を添えて申請してください。請求書は、町ホームページからもダウンロードできます。

- ・請求者の健康保険証の写し(厚生年金・各種共済加入者のみ)
- ・請求者名義の口座番号のわかるものの写し
- ・請求者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの
- ・届出者の本人確認書類 ※その他必要に応じて提出する書類があります。

○現況届 毎年6月には、現況届の提出が必要です。現況届の用紙は受給者あてに郵送します。

○こんなときは手続きを

手当を受給中に次のような変更があったときは変更の手続きが必要です。
出生や転入等により新たに受給資格が生じた場合は誕生日・転出予定日の翌日から15日以内に届け出てください。

- ・新たに受給資格が生じたとき
- ・他の市区町村に転出したとき
- ・出生などで支給対象児童が増えたとき
- ・受給者が公務員になったとき
- ・養育している児童の住所が変わったとき
- ・受給者や児童の名前が変わったとき
- ・受給者または児童が亡くなったとき

●問い合わせ窓口 ● 健康推進課 ☎ 247-1344(直通)

国民健康保険

こんなときは、14日以内に届け出をお願いします。届け出が必要な方と別世帯の方が届け出をする場合は、別途、委任状が必要となります。

○国保に入るとき

こ ん な と き	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印鑑
職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、印鑑
職場の健康保険の被扶養者をはずれたとき	
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑